

診療情報等の提供について

1. 基本的な理念

- 1) インフォームド・コンセントのための指針および個人情報保護の考えに則り、患者さんおよび施設利用者さん（以下、患者さん）等とのより良い信頼関係を保つ事を目的に、積極的に診療情報を提供いたします。
- 2) 患者さんが診療内容を十分理解し、自己決定権と知る権利を行使できるよう、懇切丁寧な診療情報の提供に努めます。
- 3) 法律上の規定がある場合を除き、患者さんの同意を得ずに、患者さん以外の者に対して診療情報の提供を行うことは致しません。（医療従事者の守秘義務）
- 4) 患者さんの個人情報について、本人からその訂正、削除の申し出があったときは、本人であることを確認の上、速やかに適正に対応いたします。

2. 用語の定義

- 1) 「**診療情報**」とは:診療の過程で、患者さんの身体的・精神的・社会的状況、病名およびその経過など、医師およびその他の医療従事者が知り得た情報のすべてをいいます。
- 2) 「**診療記録等**」とは:診療録、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者さんに係る入院期間中の診療経過の要約その他の診療の過程で患者さんの身体状況、病状、治療等について作成、記録又は保存された書類、画像等の記録をいいます。
- 3) 「**診療情報の提供**」とは:①口頭による説明、②説明文書の交付、③診療記録の開示等、具体的な状況に即した適切な方法により、患者さん等に対して診療情報を提供することをいいます。
- 4) 「**診療記録等の開示**」とは:患者さん等の求めに応じ、診療記録等を閲覧に供すること又は診療記録の写しを交付することをいいます。

3. 診療記録等の開示

- 1) **一般原則:**患者さん等が患者さんの診療記録等の閲覧・複写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。
- 2) **診療記録の開示を求め得る者:**診療記録の開示を求め得る者は、原則として患者さん本人といたしますが、患者さんが15歳未満あるいは患者さんの判断能力に疑義がある場合は以下の方も可とします。
 - ① 法定代理人
 - ② 患者さん本人から代理権を与えられた親族
 - ③ 診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人
 - ④ 現実に患者さんの世話をしている親族およびこれに準ずる者
- 3) **診療記録の開示に関する手続**
 - ① 診療記録の開示を希望される場合は、当院のルールに従って、申し立てを行っていただきます。なお、申し立ては所定の書面を使用してください。
 - ② 申立人には、自己が診療記録の開示を求め得る者であることの証明が必要です。
 - ③ 開示に当たっては、担当の医師等の意見を聴いた上で、速やかに診療記録の開示をするか否か等を決定し、これを申立人に通知します。
- 4) **診療記録の開示に要する費用**

当院は、申立人から、診療記録の開示に要する費用を徴収いたします。
費用に関しては、別途院内掲示しております。
詳しい費用の内容については、病院医事職員までお問い合わせください。